

鳥取市補助金カルテ

NO.	107	担当課	生活福祉課	外線	0857-20-3472
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市戦没者遺族および戦傷病者に対する援護活動補助金				
概要	戦没者遺族会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市第11次総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名	遺族会等社会福祉団体補助金						
R 7 予算	160千円						
R 7 予算 積算根拠	鳥取市遺族連合会（旧市内、国府、用瀬、佐治地域が対象） 対象経費 1,001千円(事業費)－841千円(市補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	1	160	
				R 5	1	212	
				R 4	1	110	
				R 3	1	116	
補助率・補助額		10分の10		上限額		設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市遺族連合会
交付要件	戦没者の慰霊と戦没者の遺族及び戦傷病者に対する援護活動の促進を目的として組織された団体
対象経費	事務、会議、研修に関する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	10.9%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 遺族会の活動を支援する必要があるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	108	担当課	生活福祉課	外線	0857-20-3472
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市戦没者慰霊祭事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が実施する「戦没者慰霊祭」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市第11次総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
歳出事業名	鳥取市戦没者慰霊祭事業補助金				
R7予算	1,088千円				
R7予算 積算根拠	・鳥取 411千円 ・国府 125千円 ・河原 70千円 ・用瀬 192千円 ・佐治 290千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	6 1,377
				R5	6 1,088
				R4	5 1,003
				R3	5 749
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う戦没者慰霊祭事業
対象経費	慰霊祭の開催に関する経費（事務、会場設営、謝金および食糧費（供物に限る））
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 遺族会の活動を支援していく必要があるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	109	担当課	生活福祉課	外線	0857-20-3472
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市精霊送り事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う精霊送り補助事業の事業費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市第11次総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	鳥取市精霊送り事業補助金					
R7予算	153千円					
R7予算 積算根拠	過去実績から算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	153
				R5	1	153
				R4	1	153
				R3	1	108
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う精霊送り事業
対象経費	会場使用料、会場経営等の経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市社会福祉協議会が本事業を担っており、補助金なしでの事業実施が困難であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 市社会福祉協議会が本事業を担っているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	110	担当課	生活福祉課	外線	0857-30-8694
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	青谷町戦没者慰霊祭事業補助金				
概要	青谷町戦没者慰霊祭の開催経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市第11次総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名	鳥取市戦没者慰霊祭事業補助金						
R 7 予算	289千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	過去の実績から算出			R 6 (見込)	1	289	
				R 5	1	289	
				R 4	1	289	
				R 3	1	150	
				補助率・補助額			10分の10
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青谷町遺族会連合会				
交付要件	青谷町遺族連合会が行う戦没者慰霊祭事業。				
対象経費	慰霊祭の開催に関する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 遺族会の活動を支援していく必要があるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。